

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

当社はオープンイノベーションを積極的に取り入れ、社内、社外を問わず、豊富な知識や技術を共有することで、新たな発想や技術革新を得ることにより付加価値を向上させ、サプライチェーン全体の共存共栄を目指します。

b. IT 実装支援

当社はDX化を積極的に取り入れ、サプライチェーン全体のDX化を支援し、当社だけでなくサプライチェーン全体のコストダウンを図り、付加価値の向上を目指します。

c. グリーン化の取組

当社だけでなく、取引先の廃材等の再資源化率向上を支援し、サプライチェーン全体の再資源化率の向上を促し、社会全体のグリーン化に貢献します。

d. 健康経営に関する取組

当社は毎年、永続的に健康経営優良法人認定を受けることを目指し、当社従業員だけでなく、取引先にも健康経営のノウハウを助言し、サプライチェーン全体の働き手の健康に寄与することを目指します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は現金で支払います。手形では支払いません。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

①持続可能な未来社会の実現

当社はお客様よし、下請け業者(孫請け業者も含む)よし、働き手よし、世間よしの「四方よし」の精神で、事業活動を通じて社会に貢献し、持続可能な未来社会の実現を目指します。

②約束手形

約束手形の利用を廃止します。現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2024年7月16日

マイワ産業株式会社

代表取締役 藤原 剛志

企 業 名

役職・氏名(代表権を有する者)